



五月一日から 印紙税の税額がかわります

印紙税は、「契約書」、「手形」「委任状」、「領収書」などの一定の文書に定められた金額の収入印紙をはりつけて納める税金です。

五月一日以降に作成される文書にかかる印紙税はつぎのようになります。
○今まで五十円の印紙税が課せられていた文書は、すべて百円の印

紙税が課されることになりました。○継続的取引の基本となる契約書、判取帳など一律の税率により課税されている文書の税率は、それぞれ二倍に引上げられました。

○土地売買契約書、請負契約書手形、売上代金の受取書など金額に応じて課税される文書のうち、高額のものについての印紙税額が引上げられました。

○売上代金の受取書のうち、受取金額の書いてある文書を引用しているものなどは、たとえ受取書に金額が書いてなくとも、その引用した金額と同じ金額に応じた印紙税がかかることになりました。

○一定の書式を表示することにより印紙税を申告納付することができる文書に、貸借契約書などが追加されました。

くわしい問合せは、東金税務署 開税部門（電話0475553121）にお尋ねください。

農作業の標準賃金

農業委員会では、農作業の標準賃金などをつぎのように決めました。賃金は、弁当持参、1日当り賃金です。

○労働賃金（単位：円）

	男	女	備考
田植	4,700	4,700	実労働時間8時間
稲刈	4,700	4,700	
畑作物収穫	4,000	4,000	

○機械作業の賃金（単位：円）

水田耕起	107アールあたり	4,500	耕耘深度15cm以上
水田代かき	"	4,500	
農作業用トラクターによる耕耘	"	5,000	ロータリー耕耘 25PS級
田植	"	4,500	苗費は含まない
刈取	"	6,200	結束用繩を含む
脱穀（ハーベスター）	"	6,200	補助者賃金は含まない
刈取脱穀（コンバイン）	"	14,000	補助者賃金は含まない 乾燥場までの搬送費は含まない
育苗施設	1箱あたり	550	緑化まで、種もみ代は含まない
ライスセンター（乾燥から調整まで）	1俵あたり	1,300	水分18%もみの場合 水分1%増すごとに100円増
刈取・脱穀・玄米まで	107アールあたり	27,200	

② 水田耕起からコンバインによる刈取脱穀までは、ほ場の土地条件等により適宜増減します。

（※前頁から続く）

を行なっている一部事務組合および各種団体への補助金・負担金などの補助費に一億八千九百五十万七千円、保育所措置費、児童手当および老人医療費などの扶助費に一億二百五十一万円、各種建設事業を行なうために借入れた町債償還金（公債費）に七千九百三十一万五千円が計上されています。また目的別で主なものは、教育費七億四千五百四十七万五千円（四二・六％）総務費二億七千七百六十五万八千円（一五・九％）民生費二億八百五十七万五千円（一一・九％）であります。

給付費増の 国保予算

国民健康保険特別会計予算は総額で三億六千三百万円で、歳入面では、国保税が一億四千七百万九千円で予算総額の四一％となります。このほかに、国庫支出金が一億九千八百九万六千円と五五％をしめています。

前年当初と比較しますと三千万円の増加を示していますが、これは年度内に医療費改定（一〇％）を想定して予算計上したものです。歳出面では、保険給付費が三億二千七百四十一万円（九〇・二％）で一世帯平均の保険給付費にしますと十三万一千八百六十円、一人

あたりでは三万七千八百三十円となっています。また、総務費は二千九百九十六万九千円（六％）、その他一千三百六十二万一千円（三・八％）となっています。

⑤ 自主財源―町税、使用料、手数料など町みずから徴収した財源をいいます。
依存財源―国県等から交付される財源をいい、地方交付税、国庫支出金、県支出金等をいいます。
投資的経費―道路、学校などの普通建設事業、災害復旧事業などに投資する経費。
消費的経費―人件費、物件費、建物などの維持補修費などで毎年きまって支出される経費。

新しく職場等の 健康保険に

加入したら

国民健康保険被保険者のみなさんが、勤務先などで健康保険に加入されたときは、十四日以内に国民健康保険の資格喪失の届出をすることになっています。

まだ手続きの済んでいないかたは、勤め先で発行された被保険者証および国保の被保険者証と印かんをもって、役場住民課の窓口で手続きを済ませてください。手続きをしないでおくと、保険税が二重に賦課されることとなりますので注意してください。